

地域密着型通所介護
介護予防型通所サービス
にかかる重要事項説明書

1. 事業者

事業者名（法人） の名称	えひめ中央農業協同組合
所在地	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町8丁目128番地1
電話番号	TEL（089）943－2121（代表） FAX（089）943－2127
代表者（職・氏名）	代表理事理事長 武市 佳久
設立年月日	平成11年 4月 1日

2. 事業の目的と運営方針

（目的）

組合員とその家族及び地域住民（以下「利用者」という。）への地域密着型通所介護又は介護予防型通所サービス（以下「サービス」という。）の提供により、地域福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的とします。利用者が要介護・要支援状態または総合事業の対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的と致します。

（方針）

- 地域との結びつきを重視したサービスを提供します。
- 利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- 利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

3 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	サンケア坂本
サービスの種類	地域密着型通所介護事業・介護予防型通所サービス
事業所の所在地	〒791-1132 愛媛県松山市久谷町甲 77 番地
管理者名	林 陽一郎
連絡電話番号・FAX	TEL (089) 960-8012 FAX (089) 960-8013
指定年月日・事業所番号	平成 22 年 10 月 1 日指定・3870107830
実施単位・利用定員	1 単位 ・ 定員 15 人
通常の事業の実施地域	松山市（島しょ部は除く）

4 従業者の職種、員数及び職務内容

職種名	人員	職 務 内 容
管理責任者	1 名	事業所を統括管理する。
管理者	1 名	職員の管理及びサービス利用の申込にかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
生活相談員	1 名以上	地域密着型通所介護計画又は介護予防型通所サービス計画（以下「サービス計画」という。）作成の取りまとめ、生活相談業務、保険者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連絡調整並びに事務処理に当たる。
介護職員	1 名以上	食事、入浴、レクリエーション等の事業全般にわたる介護を行う。
看護職員	1 名以上	健康チェック、健康面の管理、支援等を行う。
機能訓練指導員	1 名以上	心身の状況に応じて、維持・向上を目的とした機能訓練を行う。

5 サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス提供にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、なんでもお申し出ください

担当職員の氏名	生活相談員 明賀 智子
管理者の氏名	管理者 林 陽一朗

6 営業日・営業時間（サービス提供日・サービス提供時間）

月・火・木・金・土曜日			水曜日・日曜日
営業時間	8：30～17：00	8：30～17：00	休み
サービス提供時間	9：00～17：00 を基本として、居宅サービス計画、介護予防サービス計画に準じます		休み

年末年始（12／31～1／3）、は休日とさせていただきます。

7 提供するサービス内容

事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき入浴、排せつ、食事の提供（これに伴う介助）、機能訓練を行う事により運動器の機能向上、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話を日帰りで行う事により出来る限り利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

ご利用いただくサービスの日・時間・日数等の変更が発生した場合は、「サービス計画書」によりその都度対応いたします。

8 利用料金および利用者負担

- 1 あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として基本利用料の負担割合証に応じた額**です。ただし、区分支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担願います。
- 2 総合事業の対象者の場合は、保険者証の記載限度額を超えることはできません。
- 3 やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町から保険給付分を受けとることになります。
- 4 下記の基本利用料は、厚生労働大臣告示又は松山市要綱で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

○利用料金と利用者負担金

① 地域密着型通所介護サービス利用料

記載がない場合 1 日あたり

サービス提供時間	5 時間以上 6 時間未満		6 時間以上 7 時間未満		7 時間以上 8 時間未満	
基本利用料 自己負担額	基本利用料	自己負担金	基本利用料	自己負担金	基本利用料	自己負担金
		1 割		1 割		1 割
要介護 1	¥6,570	¥657	¥6,780	¥678	¥7,530	¥753
要介護 2	¥7,760	¥776	¥8,010	¥801	¥8,900	¥890
要介護 3	¥8,960	¥896	¥9,250	¥925	¥10,320	¥1,032
要介護 4	¥10,130	¥1,013	¥10,490	¥1,049	¥11,720	¥1,172
要介護 5	¥11,340	¥1,134	¥11,720	¥1,172	¥13,120	¥1,312
加算名称	自己負担金（1 割）		加算名称		自己負担金（1 割）	
個別機能訓練加算Ⅰイ	¥56		サービス提供体制強化加算Ⅲ		¥6	
個別機能訓練加算Ⅰロ	¥76		科学的介護推進体制加算（月）		¥40	
入浴介助加算Ⅰ	¥40		送迎を実施しない場合（片道）		¥－47	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位の9.0%					

(注 1) 地域密着型通所介護事業関連加算の要件

(下記要件を満たす場合基本部分に加算されます)

「個別機能訓練加算 I」とは、利用者の自立の支援と日常生活の充実ができるように、複数の機能訓練の項目を準備し、心身の状況に応じた機能訓練を行った場合に加算されます。

「入浴介助加算」とは職員に対し、入浴介助に関する研修を実施した上で、全身浴、又はシャワー浴を行った場合に加算されます。

「サービス提供体制強化加算」とは、職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です。

「科学的介護推進体制加算」とは、科学的介護情報システム (LIFE) へのデータ提出とフィードバックの活用により、ケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

「送迎を実施しない場合」(利用者自ら通う、家族が送迎) 片道 47 単位減算します。

「介護職員等処遇改善加算」とは、介護職員の処遇改善に関して、一定の基準を超えた場合、当月における全体サービス料に 9.0% を乗じた金額が加算されることになっております。

② 介護予防型通所サービス利用料

記載がない場合 1 月あたり

利用者の 要介護度	基本利用料	自己負担金 (1割)
事業対象者 要支援 1	¥ 4, 3 6 0 (1 回につき) (週1回程度のサービス利用において1ヶ月の利用回数が3回まで)	¥436
事業対象者 要支援 1	¥ 1 7, 9 8 0 (1 ヶ月につき) (週1回程度のサービス利用において1ヶ月の利用回数が4回以上)	¥1, 798
事業対象者 要支援 2	¥ 4, 4 7 0 (1 回につき) (週2回程度のサービス利用において1ヶ月の利用回数が7回まで)	¥447
事業対象者 要支援 2	¥ 3 6, 2 1 0 (1 ヶ月につき) (週2回程度のサービス利用において1ヶ月の利用回数が8回以上)	¥3, 621
サービス提供体制 強化加算Ⅲ	要支援 1 ¥ 2 4 0	¥24
	要支援 2 ¥ 4 8 0	¥48
科学的介護推進体制加算 (月)	¥400	¥40
送迎を実施しない場合 (片道)	¥ - 470	¥ - 47
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の9.0% (月)	

(注 2) 地域密着型通所介護事業および介護予防型通所サービス共通関連加算

「サービス提供体制強化加算」とは、職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です。

「科学的介護推進体制加算」とは、科学的介護情報システム (LIFE) へのデータ提出とフィードバックの活用により、ケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

「送迎を実施しない場合」(利用者自ら通う、家族が送迎) 片道 47 単位減算します。

「介護職員等処遇改善加算」とは、介護職員の処遇改善に関して、一定の基準を超えた場合、当月における全体サービス料に 9.0% を乗じた金額が加算されることになっております。したがって、ご利用者様の自己負担額は、負担割合により相当額となりますので、御了承下さい。

③ その他の費用

内 容	1 回あたりの金額
食事の提供に要する費用	6 0 0 円
布パンツ・靴下	2 0 0 円
紙パンツ代	1 0 0 円
パット代	5 0 円
洗濯代	5 0 円
写真代	2 0 円
マスク代	2 0 円

9 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければなりません。
- ① 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - ② 建物・備品・その他の器具を破損、もしくは持ち出さないこと。
 - ③ 喧嘩・口論・または暴力行為等、他人に迷惑になることをしないこと。
 - ④ 持参品については氏名の記載をすること。
 - ⑤ 金銭・飲食物の持込については慎むこと。
- (2) 管理者は事業所の利用者が次の各号に該当すると認められたときは当該利用者の市町に対し所定の手続きによりサービス提供の中止の措置を行うことができます。
- ① 事業所の秩序を著しく乱す行為をした者。
 - ② 故意にこの規程等に違反した者。
- (3) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。
- (4) 提供したサービス内容等の記録は、完結の日から5年間保存します。

10 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

JAえひめ中央 サンケア坂本 (担当者 林 陽一朗)	TEL089-960-8012 FAX089-960-8013	月～土（日曜日を除く） 午前8時30分～午後5時30分
---	------------------------------------	--------------------------------

苦情対応の流れについて

- (1) 利用者への周知
- (2) 苦情受付
- (3) 苦情受付の報告、記録保管
- (4) 苦情解決
- (5) 苦情解決結果の記録、報告
- (6) 解決できない場合の取り扱い

事業者以外でも、次の窓口で対応いたします。

松山市 指導監査課	TEL089-948-6968 FAX089-934-1763	月～金（祝祭日除く） 午前8時30分～午後5時15分
愛媛県国民健康保険団体連合会 ※総合事業は除く	TEL089-968-8700 FAX089-968-8717	月～金（祝祭日除く） 午前8時30分～午後5時15分
愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	TEL089-998-3477 FAX089-921-8939	月～金（祝日除く） 午前9時00分～午前12時00分 午後1時～午後4時30分

1 1 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに下記の主治医、及び家族等へ連絡を行う等必要な措置を講じます。

主治医（かかりつけ医）	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地 電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

1 2 事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故が発生した際には、速やかに利用者の家族、ならびに利用者にかかる居宅介護支援事業者または地域包括支援センター及び保険者等へ連絡し、適切に対応するとともに当該事故が事業所側の責任による場合は契約に基づき損害賠償請求に応じます。また、事故の状況及び処置について記録を残し再発を防ぐための対策を講じていきます。

1 3 非常災害対策

事業所において、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所防災計画）を策定し、事業所の見やすい場所に掲示すると共に非常災害に備えるため、定期的な避難・救出・その他必要な訓練を行います。

1 4 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- （１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- （２）事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- （３）事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施します。
- （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

1 5 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。